

お知らせ

まぐろ輸入関係業者各位

令和4年9月1日
水産庁国際課
経済産業省農水産室

まぐろ類等の輸入における提出書類の特例措置の終了について

令和3年7月、新型コロナウイルス感染症の影響により、フィジーにおいて、まぐろ類の条約に基づき発行する「統計証明書・再輸出証明書」の紙の原本による交付が困難であるとの状況が確認されたため、外国為替及び外国貿易法に基づく手続きのうちフィジーを船積地域とする「めばちまぐろ・めかじき」に係る統計証明書・再輸出証明書の提出については、特例措置により原本の写しによる輸入を認めることとしました。

今般、フィジーにおける新型コロナウイルス感染症の状況は改善していると見られることから、この特例措置を終了することとしましたのでお知らせいたします。

詳細については、こちらの通達をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部改正について（令和4年9月1日付け輸出注意事項2022第22号・輸入注意事項2022第9号）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2022/20220901_09_im.pdf

<問い合わせ先>

○ 事前確認（冷凍）の場合

水産庁 国際課 海洋漁業資源管理班

TEL：03-3502-8204 FAX：03-3591-5824

○ 通関時確認（生鮮・冷蔵）の場合

経済産業省 農水産室 国際資源管理班

TEL：03-3501-0532 FAX：03-3501-6006